

平成目安箱への回答 No.21 男女平等・共同参画についての意見と要望

担当主管課：町民課町民協働係（内線 237）

要望等内容	回答
<p>多忙なお付き合いいただき、感謝します。衆議院選挙は与党の圧勝に終わりました。政府は女性の活躍を掲げ、2020年までに指導的地位に占める女性割合を30%にするそうですが、その為には今も職場に溢れる差別的な“社会の構造”“人々の意識”を変えなければいけないと思う。男女平等・共同参画についての意見と要望です。長文ですが、一読いただけると幸甚に存じます。</p> <p>(1、裁判所が認めた男性差別)</p> <p>男女共同参画は女性差別の解消から始まった事もあり、今でも「女性の為のもの」との認識が普通だと感じる。しかし、“育児休暇を取る際、「奥さんがいるのになぜ君が？」と上司に言われた”“「男は弱音を吐いてはならない」との思いから悩みを相談できずにいた”など男性という理由で被る不利益も存在しています。調べてみると、裁判所が男性差別とした判例が存在するようです。</p> <p>勤務中の事故で大火傷を負った京都府の男性が、労災補償保険法による補償額（障害等級）に性差別があると提訴、2010年に京都地裁は男性差別との判決を下しています。また地方公務員災害補償法の遺族補償年金の受給要件で、男性にだけ年齢制限があるのは男性差別だと、妻を過労自殺で亡くした男性が提訴し、大阪地裁で2013年に違憲判決がでています。男性差別にも鋭くメスを入れるべきだと思う。</p> <p>(2、“常識”と“固定的性別役割分担意識”)</p> <p>“固定的性別役割分担意識”は、私たちの普段の行動や慣行の中、つまりは常識の中に根強くあると聞きました。職場ではお茶くみやコピーは女性の仕事と考えている上司は多い。「男は仕事」との意識から男性は育児休暇を取りづらい。おしゃれは職場にもよるが女性優遇が酷いと感じる。男女共同参画は、重要なポストに女性を就かせればよいという話ではなく、これまで“常識”“ふつう”とされてきた事柄を変えていくことだと思う。マタニティ・ハラスメントをめぐる今年10月の最高裁判決は、雇用主に意識改革を求め、注目を浴びました。雇用主の常識の判断が、裁判ではハラスメントだとされました。“一般常識だから”“それが普通だから”と思考停止にならず、常識を疑ってほしいと皆様をお願いしたい。</p> <p>(3、“おしゃれ”と“身だしなみ”)</p> <p>『男は仕事、女は家庭』や『男は主で、女は従』といったジェンダー意識は女性の社会進出を妨げてきた。一方、『おしゃれは女性がするもの』というジェンダー意識は職場でのおしゃれで広く女性優遇を生んでいるように感じます。</p> <p>会社員や公務員でも、髪を明るく染めたり、ネイルアート等している派手な女性を見かけるのは今や珍しくない一方で、男性は今も保守的で地味なケースが多い。男女で理不尽なダブル・スタンダードに感じる事が多くなっています。</p> <p>“おしゃれ”は自分目線の「私的な行為」ですが、“身だしなみ”は他人目線による「公的な行為」になります。おしゃれは私的行為だから、相手に理解されなかったり、不快感を与える事もあります。ですが女性の場合は、ジェンダーのため公私の区別があいまいではないでしょうか？</p> <p>あまり議論される事がないので、ぜひ注目してほしい。</p>	<p>町政につきましては日頃よりご理解、ご協力いただきありがとうございます。</p> <p>男女平等・共同参画について大磯町では、「大磯町男女共同参画推進プラン」を平成18年3月に策定し、家庭や職場、地域において男女がともに活躍できるような男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでおります。</p> <p>おもな取り組み内容といたしましては、毎年、神奈川県と連携し、男女共同参画講演会「おおいそ女性トークイン」を開催しています。この取り組みは、従来の社会的慣例や意識の持ち方、就業の分野における男女共同参画社会の促進、ライフスタイル等を見直す視点に立ち、一人でも多くの町民の方々に男女共同参画の理解を深めていただけるようにとの考えから、毎回テーマを変えながら開催しています。</p> <p>また、現行の男女共同参画推進プランにつきましては、社会情勢の変化等に合わせた見直しを随時おこなうこととしております。男女共同参画の普及、促進には今後、いただいたご意見等も参考にして取り組んでまいります。</p> <p>この度は貴重なご意見ありがとうございました。</p>

目安箱受付日：H26. 12. 15

掲示日：H27. 1. 9